

早出川の樹木伐採希望者を公募します

～ 河川内の樹木を活用しませんか??～

阿賀野川河川事務所では、河川内に繁茂する樹木のうち、河川管理上支障がある樹木の伐採を適宜実施しています。

河川内の樹木は、洪水時に流れの妨げとなり、さらには流された樹木により、堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があり、治水問題となります。また、河川巡視の際の視野も遮られ、ゴミの不法投棄の温床となっています。

伐採に係る経費の節約と河道内樹木の有効活用を図る試みとして、五泉市三本木地先（早出川右岸）の高水敷の**樹木の伐採及び採取の希望者（事業者、個人を問わず）を募集します。**

1. 樹木伐採場所

五泉市三本木地先（早出川右岸）高水敷

【面積内訳】※各エリアの一区画は300m²です。

エリア1：①～⑦、エリア2：①～③、エリア3：①～⑪ 面積約6,300m²

2. 公募受付期間

平成27年10月13日（火）～平成27年11月4日（水）

※応募書類の提出は郵送、電子メールにより平成27年11月4日必着

3. 応募方法

「応募用紙」に必要事項を記載し、応募期限までに下記へ提出して下さい

※応募の際は必ず現地確認のうえ、応募をお願いします。

4. 問い合わせ先・申し込み先

北陸地方整備局阿賀野川河川事務所管理課 〒956-0032 新潟市秋葉区南町14-28

TEL：0250-23-4367 メールアドレス：aganogawa@hrr.mlit.go.jp

※電子メールでの問い合わせ・申込みの際は、「樹木伐採・採取に関する問合せ・申込み」として送信して下さい。

※募集要領は阿賀野川河川事務所ホームページにも掲載しています

(<http://www.hrr.mlit.go.jp/agano/>)

投げ込み先

新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ

【問い合わせ先】

国土交通省 北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所

副所長(技術) 南雲 克彦

管理課長 高橋 昭一

〒956-0032 新潟市秋葉区南町14-28

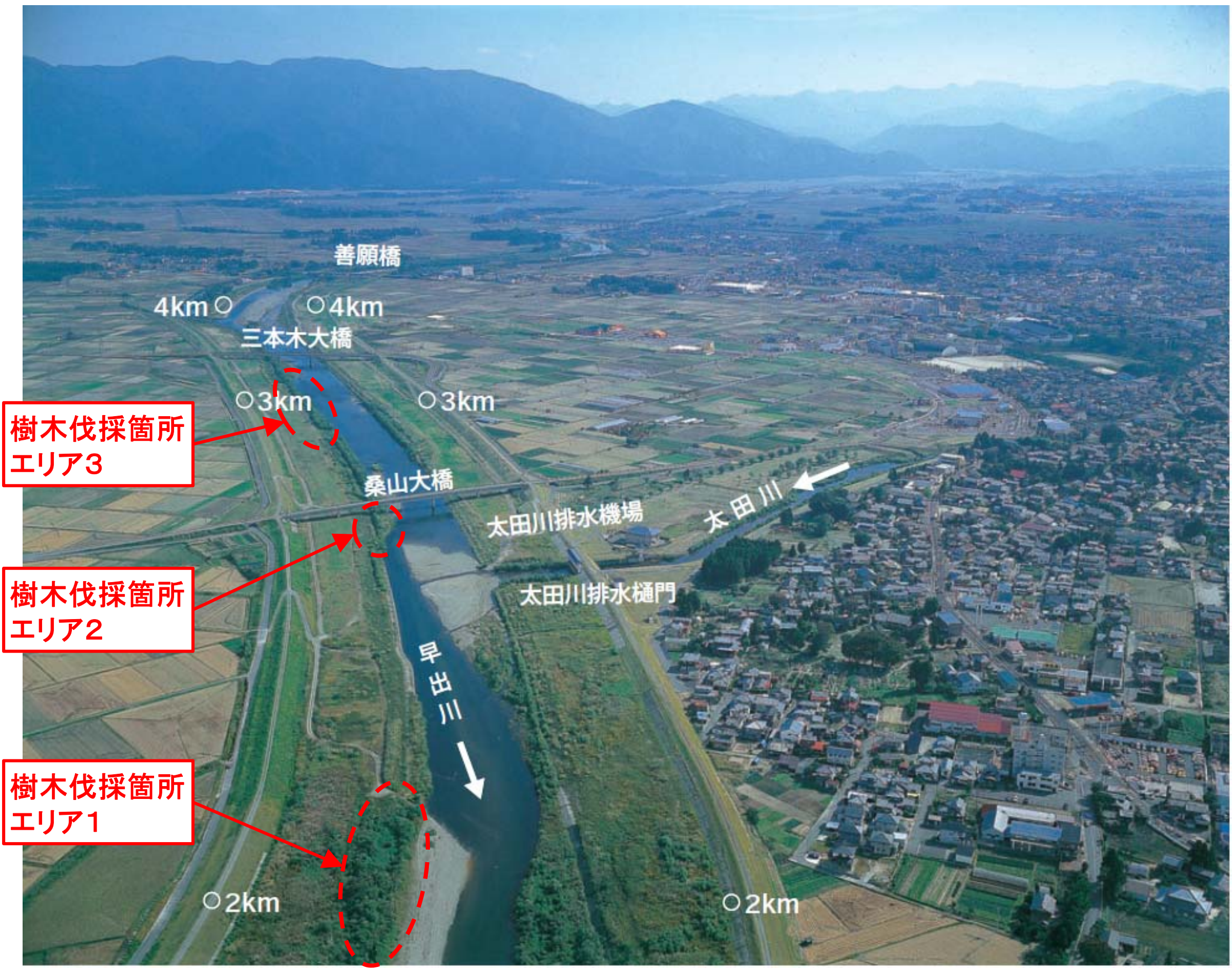
電話 0250-22-2211(代)

事務所 HP <http://www.hrr.mlit.go.jp/agano/>

事務所 twitter https://twitter.com/mlit_aganogawa



伐採及び採取箇所状況写真：航空写真



写真：早出川距離標2km～4km 斜め写真

公募型樹木等採取試行募集要領

～河川法第 25 条を適用した公募型伐採の試行～

1. 目的

河川内の樹木を放置すると樹林化が進行し、洪水時の水の流れの妨げとなることや、流された樹木により堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があり、治水上問題があります。さらに河川内の樹林化により、河川巡視の際に視野が遮られ支障をきたしたりゴミ等が投棄され易くなるなど、河川の維持管理や環境上の問題もあります。

このため、国土交通省阿賀野川河川事務所では、これらの対策として順次河川内の樹木の伐採作業を行っております。

しかしながら、樹木伐採には相当の費用を要することから、コスト縮減及び木材資源の有効活用を図る試みとして、樹木を伐採・採取することを希望する民間（企業、住民など）を公募により募り、河川法第 25 条の規定に基づく採取許可により、河道内樹木を採取する取り組みを試行いたします。

※ 河川法第 25 条

河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

注：河川法施行令では、竹木、あし、かや等を対象としています。

2. 募集概要

(1) 応募から採取までの流れ

別添図に示す範囲の樹木を伐採して採取することを希望する者は、この「公募型樹木等採取試行募集要領」に記載された内容に従い応募書類を作成し、後述の応募方法に従い応募書類を提出して下さい。

受理した応募書類の内容を確認し、応募参加資格及び採取に関する計画等の審査を経て採取申請者を選定いたします。

選定結果は応募者へ通知いたします。

また、選定された採取申請者は、河川法第 25 条の許可を受けて、伐採作業が可能となります。申請に必要な書類等については、選定者は別紙-2 に必要事項を記入のうえ、提出していただきます。提出先は「(8) 応募方法 ⑦提出先」と同じです。

(2) 募集期間

平成 27 年 10 月 13 日（火）～平成 27 年 11 月 4 日（水）

※応募書類は郵送または電子メールにより平成 27 年 11 月 4 日必着

(3) 樹木伐採の場所

早出川 右岸高水敷（新潟県五泉市三本木地先）

高水敷 約6,300m²

樹木伐採の場所にある樹木は、全て伐採及び採取し、河川外へ搬出して下さい。

エリア1		エリア2		エリア3	
番号	面積	番号	面積	番号	面積
①	300m ²	①	300m ²	①	300m ²
②	300m ²	②	300m ²	②	300m ²
③	300m ²	③	300m ²	③	300m ²
④	300m ²			④	300m ²
⑤	300m ²			⑤	300m ²
⑥	300m ²			⑥	300m ²
⑦	300m ²			⑦	300m ²
				⑧	300m ²
				⑨	300m ²
				⑩	300m ²
				⑪	300m ²

※詳細は別紙位置図参照

※伐採及び採取箇所の状況写真

(4) 樹木の採取期間

平成27年11月中旬 ～ 平成28年1月31日まで

※作業時間は8時30分から17時00分までとします。

(5) 樹木の種類

主にヤナギ

(6) 河川産出物採取料

採取料については無料です。

(7) 応募参加資格

以下のいずれかに該当する者は、参加資格に適合しないと判断し選定されません

- ① 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者。
- ② 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとし、北陸地方整備局長から指名停止等を受けている者。
- ③ 公募期間中において、会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。
- ④ 直近1年間の税を滞納している者。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者。

(8) 応募方法

応募については、1者につき1回とし、別紙の応募様式に以下の内容を記入し、(2)の募集期間内に担当者宛て郵送又は電子メールにて提出して下さい。

- ① 応募者の氏名（法人の場合は代表者名）、住所、連絡先
- ② 採取を希望する河川産出物の使用目的
- ③ 採取に関する計画
 - ・ 作業予定期間
 - ・ 作業実施者
 - ・ 伐開、搬出方法
- ④ 過去の応募実績
- ⑤ 安全対策等（清掃、交通整理等）
- ⑥ 参加資格の合致状況
- ⑦ 提出先・問合せ先

別紙-1に必要事項を記入し、応募して下さい。

なお、応募の際には必ず現地確認の上、応募をお願いします。

- ・ 住所 〒956-0032
新潟県新潟市秋葉区南町14-28
- ・ TEL 0250-23-4367
- ・ メールアドレス aganogawa@hrr.mlit.go.jp
- ・ 担当窓口 国土交通省 阿賀野川河川事務所 管理課

※応募用紙（別紙-1）

応募用紙（記載例含む）（PDF：86KB）

応募用紙（記載例含む）（Word2003：72KB）

※許可申請書（別紙-2）

許可申請書（記載例含む）（PDF：80KB）

許可申請書（記載例含む）（Word2003：40KB）

応募者の氏名（法人の場合は代表者名）、住所、連絡先は選定結果の通知及び当選後の連絡のみ使用します。

採取を希望する河川産出物の種類及び用途は、種類又は用途を制限するものではありませんが、当該種類又は用途に疑義がある場合（採取を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、採取を希望する河川産出物の用途が明確でない場合など）には、採取の妥当性を正確に判断することができないため、確認を行う場合があります。また、確認により疑義が解消されない場合には、落選する可能性があります。

(9) 選定の方法

選定は、応募書類に基づいて審査を行い、参加資格があると判断した者を選定します。また、応募者が多数の場合は抽選により選定します。

(10) 選定結果の通知

選定結果については、選定後速やかに応募者に通知いたします。

(1 1) 選定後に必要な許可手続き

選定された応募者は、河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 1 3 条第 1 項に定める河川法第 2 5 条の許可に係る申請書を提出する必要があります。

申請書の提出にあたっては、関係書類として、位置図及び平面図（こちらで用意します）に加え、応募者に通知した選定決定の通知を添付して提出していただきます。

辞退があった場合は、応募者を対象に再選定します。

(1 2) 採取にあたっての許可条件

河川区域内の樹木の採取については、河川法、同法施行令その他関係法令の規定及び次の各条項を遵守しなければなりません。

- ① 許可を受けた者は、採取に関し、阿賀野川河川事務所長（以下「所長」という）より河川管理上の指示があった場合は、これに従って下さい。
- ② 許可を受けた者は、採取が原因で河川管理施設を損傷したときは、速やかに所長に届け出て、その指示に従って下さい。また、採取が原因で第三者に損傷を与えた場合は、許可を受けた者が解決にあたって下さい。
- ③ 許可を受けた者は、次に掲げる場合には、その事実の生じた日から 1 5 日以内にその旨を国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という）に書面で届け出て下さい。
- ④ 許可を受けた者は、採取の着手と完了の際は、その旨を所長に書面で届け出て完了時には検査を受けて下さい。
- ⑤ 許可を受けた者は、採取に伴う危険を防止するために必要な措置を講じて下さい。
- ⑥ 許可を受けた者は、運搬路を常に河川管理上支障のない状態に保って下さい。
- ⑦ 許可を受けた者は、出水の恐れがあるときは、機材等を流出させないように措置を講じて下さい。
- ⑧ 作業時間は、8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 までとします。
- ⑨ 許可を受けた者は、許可の内容を変更しようとするときは、改めて局長の許可を受けて下さい。
- ⑩ 許可の取り消しがあったとき又は採取の目的を達することができなかつたときは、所長の指示するところにより、河川管理上必要な措置を命ずることがあります。当該措置完了の際は、所長の検査を受けることとします。
- ⑪ 許可を受けた者は、所長の指示に従い、採取した樹木の数量を提出して下さい。
- ⑫ 河川産出物採取料は無料です。

(1 3) 作業後のアンケート

一連の作業完了後、アンケートへのご協力をお願い致します。

提出先は「(8) 応募方法 ⑦提出先」と同じです。

記載例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

北陸地方整備局
阿賀野川河川事務所長 殿

応募者

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

住 所

氏 名

印

電話番号

メールアドレス

- ① 個人で応募される方は携帯番号でも結構です。
② メールアドレスは、所有している場合に記入して下さい。

早出川の河川内樹木伐採について、下記のとおり応募します。
なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 伐採木の使用目的 : 薪、キノコの原木等の利用予定を記入して下さい。
2. 作業計画 : 作業期間 ____月__日～__月__日 (のうち__日間) を予定
作業実施者 1日あたり__人で実施予定
伐採方法 _____
※「チェーンソーで伐採」等の利用具を記入して下さい。
伐採を委託する場合には「業者へ委託」と記入して下さい。
搬出方法 _____により搬出
3. 伐採希望の区画 (希望する番号欄に○を記入/複数箇所希望可)

エリア1	
番号	希望
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	

エリア2	
番号	希望
①	
②	
③	

エリア3	
番号	希望
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	
⑪	

4. 過去の応募実績 : 有 (____年 ____月) 無

5. 安全対策等の実施の有無 : 清掃 ※該当項目にレ点か■で記入願います。
: 交通整理
: その他

6. 応募参加資格項目
記入 (例) 「募集要領 2. 募集概要 (7) 応募参加資格」の①～⑤
に該当していません。

7. その他
※ご意見があれば記入して下さい。

平成 年 月 日

北陸地方整備局
阿賀野川河川事務所長 殿

応募者

〒

住所

氏名

電話番号

メールアドレス

印

早出川の河川内樹木伐採について、下記のとおり応募します。
なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 伐採木の使用目的 :
2. 作業計画 : 作業期間 ____月____日～____月____日 (のうち____日間) を予定
作業実施者 1日あたり____人で実施予定
伐採方法 _____
搬出方法 _____により搬出
3. 伐採希望の区画 (希望する番号欄に○を記入/複数箇所希望可)

エリア1	
番号	希望
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	

エリア2	
番号	希望
①	
②	
③	

エリア3	
番号	希望
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	
⑪	

4. 過去の応募実績 : 有 (____年 ____月) 無

5. 安全対策等の実施の有無 : 清掃
: 交通整理
: その他

6. 応募参加資格項目

7. その他

本応募用紙は、阿賀野川河川事務所下記担当窓口まで郵送又は電子メールで提出して下さい。

(担当窓口)

〒956-0032

新潟県新潟市秋葉区南町14-28

国土交通省阿賀野川河川事務所管理課

TEL 0250-23-4367

